

第二号議案

大分県立特別支援学校学則の一部改正について

大分県立特別支援学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年六月二十五日提出

大分県教育委員会教育長 岡本天津男

大分県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

大分県立特別支援学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「行なつた」を「行つた」に改める。

第二十二条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第二十四条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第二十七条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「一に」を「いずれかに」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「行なう」を「行う」に改める。

別表の大分県立聾学校の項の次に次のように加える。

大分県立さくらの杜 高等支援学校	本校	大分市	高等部		産業技術科	知的障害
---------------------	----	-----	-----	--	-------	------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

県立さくらの杜高等支援学校を設置することに伴い、同校の部、学科及び教育の対象とする障害種別を定める必要があるので提案する。

○大分県立特別支援学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条～第十七条（略）</p>	<p>第一条～第十七条（略）</p>
<p>（休学） 第十八条（略）</p>	<p>（休学） 第十八条（略）</p>
<p>2・3（略）</p>	<p>2・3（略）</p>
<p>4 校長は、引き続き休学をしようとする高等部の生徒の保護者が第一項に定める手続を行つたときは、前項の規定にかかわらず、当該休学を通算して二年以内の期間を限り延長することができる。</p>	<p>4 校長は、引き続き休学をしようとする高等部の生徒の保護者が第一項に定める手続を行なつたときは、前項の規定にかかわらず、当該休学を通算して二年以内の期間を限り延長することができる。</p>
<p>5・6（略）</p>	<p>5・6（略）</p>
<p>第十九条～第二十一条（略）</p>	<p>第十九条～第二十一条（略）</p>
<p>（原級留置） 第二十二條 学校は、次の各号のいずれかに該当する児童・生徒を原級に留め置くことができる。</p>	<p>（原級留置） 第二十二條 学校は、次の各号の一に 該当する児童・生徒を原級に留め置くことができる。</p>
<p>一・二（略）</p>	<p>一・二（略）</p>
<p>第二十三条（略）</p>	<p>第二十三条（略）</p>
<p>（死亡等の届出） 第二十四條 児童・生徒が死亡したときは、その保護者は、死亡届を速やかに校長に提出しなければならない。</p>	<p>（死亡等の届出） 第二十四條 児童・生徒が死亡したときは、その保護者は、死亡届をすみやかに校長に提出しなければならない。</p>
<p>2・3（略）</p>	<p>2・3（略）</p>
<p>第二十五条・第二十六条（略）</p>	<p>第二十五条・第二十六条（略）</p>
<p>（懲戒） 第二十七條（略）</p>	<p>（懲戒） 第二十七條（略）</p>
<p>2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が、これを行う。</p>	<p>2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が、これを行なう。</p>

- 3 前項の退学は、小学部及び中学部の学齢児童・生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行うことができる。
  - 一～四 (略)
- 4 第二項の停学は、小学部及び中学部の学齢児童・生徒に対しては、行うことができない。

第二十八条・第二十九条 (略)

附則 (略)

別表(第二条関係)

大分県立 聾学校	本校				(略)	名	称	位置	部	科	学	科	教育の対象とする障害種別
	大分市					部	科	学	科	教育の対象とする障害種別			
	高等部	高等部	中学部	小学部		幼稚部	科	学	科	教育の対象とする障害種別			
	専攻科	産業技術科	産業技術科	普通科		普通科	学	科	教育の対象とする障害種別				
	産業技術科	産業技術科	普通科	普通科		普通科	学	科	教育の対象とする障害種別				
	知的障害	聴覚障害				学	科	教育の対象とする障害種別					
	本校	本校				学	科	教育の対象とする障害種別					

- 3 前項の退学は、小学部及び中学部の学齢児童・生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行なうことができる。
  - 一～四 (略)
- 4 第二項の停学は、小学部及び中学部の学齢児童・生徒に対しては、行なうことができない。

第二十八条・第二十九条 (略)

附則 (略)

別表(第二条関係)

(新設) 大分県立 聾学校	本校				(略)	名	称	位置	部	科	学	科	教育の対象とする障害種別
	大分市					部	科	学	科	教育の対象とする障害種別			
	高等部	高等部	中学部	小学部		幼稚部	科	学	科	教育の対象とする障害種別			
	専攻科	産業技術科	産業技術科	普通科		普通科	学	科	教育の対象とする障害種別				
	産業技術科	産業技術科	普通科	普通科		普通科	学	科	教育の対象とする障害種別				
	知的障害	聴覚障害				学	科	教育の対象とする障害種別					
	(新設)	本校				学	科	教育の対象とする障害種別					

第一号様式（第十二号様式）（略）

(略)	大分県立 日出支援 学校		
	本校		
	速見郡 日出町		
	高等部	中学部	小学部
	普通科		
	知的障害 肢体不自由		

第一号様式（第十二号様式）（略）

(略)	大分県立 日出支援 学校		
	本校		
	速見郡 日出町		
	高等部	中学部	小学部
	普通科		
	知的障害 肢体不自由		

## 大分県立特別支援学校学則の一部改正の概要

### 1 改正理由

一般就労を目指す生徒の職業教育の充実を図るため、県立さくらの杜高等支援学校を新たに設置（※）することに伴い、同校の「部」、「学科」及び「教育の対象とする障害種別」を定める必要があるため

※ 大分県立学校の設置に関する条例（昭和39年大分県条例第57号）の一部を改正する条例案を、大分県議会令和3年第2回定例会（以下「第2回定例会」という。）に提出中

### 2 改正内容

(1) 学則の別表中に次のように県立さくらの杜高等支援学校の項を加える。

名 称		位 置	部	科	学 科	教育の対象とする障害種別
大分県立さくらの杜 高等支援学校	本校	大分市	高等部		産業技術科	知的障害

(2) その他規定（条文中の用字）の整備

- ① 18条4項中「行なつた」→「行つた」
- ② 22条及び27条3項中「次の各号の一に」→「次の各号のいずれかに」
- ③ 24条1項中「すみやかに」→「速やかに」
- ④ 27条2項～4項中「行なう」→「行う」

### 3 施行期日

公布の日（令和3年7月1日）

※ 第2回定例会において一部改正条例案が可決されることを条件とする。